

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用

富山県土木部営繕課

1 基本的考え方

営繕工事における工期の設定に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」をふまえ、多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮することとしている。

今般、建設業における働き方改革の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

2 対象となる工事

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事

3 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍として特記仕様書に明示された観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）に定める休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（1）に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（2）において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

4 その他

工期中のWBGT値の観測方法は、環境省が公表する熱中症予防情報サイト^(※)の値とする。受注者は上記3（3）にかかる協議を希望する場合、3（1）に該当することで全作業中断または現場を閉所した時間および当該時間のWBGT値を工事打合簿等に記録し、監督職員へ報告することとする。

上記以外の観測方法の採用を希望する場合は、監督職員と協議のうえ決定する。

【参考】

(※)環境省熱中症予防情報サイト

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

建設物価調査会工期設定のための猛暑日数確認サイト

<https://nechusho.kensetu-navi.com/mousyo/>

別記 特記仕様書記載例

<p>□●● 猛暑による作業不能日数について</p>	<p>本工事は、猛暑による作業不能日数を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>1 作業不能日数:●●日</p> <p>2 上記1は、環境省が公表する以下の ■ 印を付した観測地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(20●●年～20●●年)について、本工事の工期に対応する期間(富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、8で除して日数に換算したものの5年分を平均したものである。</p> <p>□北陸地方 富山県の「朝日観測所」 □北陸地方 富山県の「魚津観測所」 □北陸地方 富山県の「富山観測所」 □北陸地方 富山県の「上市観測所」 □北陸地方 富山県の「八尾観測所」 □北陸地方 富山県の「伏木観測所」 □北陸地方 富山県の「氷見観測所」 □北陸地方 富山県の「砺波観測所」 □北陸地方 富山県の「南砺高宮観測所」</p> <p>3 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する上記の観測地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が上記1の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p>
----------------------------	--